

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月2日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 伊藤 聡司

1. 業務概要

(1) 業 務 名 令和2年度 建築施設点検業務（那覇空港事務所外1官署）

(2) 履行場所

1) 那覇空港事務所

- | | |
|----------------|------------|
| ①台風時避難用エプロン上屋 | : 那覇市那覇空港内 |
| ②立体駐車場（北棟） | : 那覇市那覇空港内 |
| ③立体駐車場（南棟） | : 那覇市那覇空港内 |
| ④連絡通路（北棟） | : 那覇市那覇空港内 |
| ⑤連絡通路（南棟） | : 那覇市那覇空港内 |
| ⑥立体連絡通路（南北立駐間） | : 那覇市那覇空港内 |
| ⑦移動式発電装置格納庫 | : 那覇市那覇空港内 |
| ⑧消防車庫 | : 那覇市那覇空港内 |
| ⑨灯器洗浄車庫 | : 那覇市那覇空港内 |
| ⑩電源局舎 | : 那覇市那覇空港内 |
| ⑪八重岳無線中継局舎 | : 国頭郡本部町 |
| ⑫八重岳ARSR局舎 | : 国頭郡本部町 |
| ⑬糸満宿舎A棟 | : 糸満市西崎町 |
| ⑭糸満宿舎B棟 | : 糸満市西崎町 |
| ⑮糸満宿舎C棟 | : 糸満市西崎町 |

2) 石垣空港出張所

- | | |
|-------------|-----------|
| ①石垣RCAG局舎 | : 石垣市つから岳 |
| ②石垣空港出張所庁舎 | : 石垣市盛山 |
| ③石垣TSR/TX局舎 | : 石垣市字白保 |

(3) 業務内容

本業務は、「建築基準法」、「官公庁施設の建築等に関する法律」及び「航空局における建築物点検要領」により、那覇空港事務所が管理する

建築施設の定期点検を実施し、点検結果を踏まえた修繕等対応方法の検討を行い、修繕・計画等を作成し、それらの建築物等の保全計画に資することを目的とする。

1) 那覇空港事務所

①台風時避難用エプロン上屋	S造+RC造	地上1階	延床面積	5,099 m ²
②立体駐車場(北棟)	SRC造	地上3階	延床面積	17,026 m ²
③立体駐車場(南棟)	SRC造	地上3階	延床面積	17,026 m ²
④連絡通路(北棟)	S造+RC造	地上1階	延床面積	33 m ²
⑤連絡通路(南棟)	S造+RC造	地上1階	延床面積	33 m ²
⑥立体連絡通路(南北立駐間)	S造+RC造	地上1階	延床面積	584 m ²
⑦移動式発電装置格納庫	S造	地上1階	延床面積	169 m ²
⑧消防車庫	RC造	地上2階	延床面積	1,178 m ²
⑨灯器洗浄車庫	RC造	地上1階	延床面積	252 m ²
⑩電源局舎	RC造	地上1階	延床面積	989 m ²
⑪八重岳無線中継局舎	RC造	地上1階	延床面積	54 m ²
⑫八重岳ARSR局舎	RC造	地上4階	延床面積	1,542 m ²
⑬糸満宿舎A棟	RC造	地上5階	延床面積	2,030 m ²
⑭糸満宿舎B棟	RC造	地上5階	延床面積	2,030 m ²
⑮糸満宿舎C棟	RC造	地上5階	延床面積	2,722 m ²

2) 石垣空港出張所

①石垣RCAG局舎	RC造	地上1階	延床面積	143 m ²
②石垣空港出張所庁舎	RC造+S造	地上5階	延床面積	1,803 m ²
③石垣TSR/TX局舎	RC造	地上1階	延床面積	502 m ²

(4) 履行期間 契約締結の翌日から令和2年12月18日まで

(5) 本業務は、競走参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競走参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時まで大阪航空局の平成31・32年度一般(指名)競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」で、A又はB等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生

手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成 30 年 11 月 26 日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていないこと。（受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタントも含む。）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 平成 17 年 4 月 1 日以降に元請けとして完了した、以下の要件のいずれかを満たす業務実績（以下「同種業務」という。）を有する者であること。

なお、当該実績が国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

【同種業務】

- 1) 内容：以下、①～④のいずれかの業務
 - ①建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく点検業務
 - ②官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく点検業務
 - ③建築物全般（外壁、屋根、内装、構造、設備）の老朽化調査業務
 - ④建築物の現況調査を含む耐震診断調査業務
 - 2) 用途：問わない。
 - 3) 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
 - 4) 規模：延床面積 200 m²以上
- (8) 次に掲げる要件を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

- 1) 一級建築士の資格を有する者であること
 - 2) 2. (7)に掲げる業務の経験を有する者であること
 - 3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。
- (9) 次に掲げる要件を満たす点検実施者を本業務に配置できること。
- 1) 一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格（建築物の敷地及び構造の点検には特定建物調査資格者、昇降機以外の建築設備の点検には建築設備検査資格者。）を有する者であること
 - 2) 2. (7)に掲げる業務の経験を有する者であること
 - 3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。
- (10) 那覇空港事務所及び大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」の業務で、平成30年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が65点以上であること。
- (11) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (12) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課

電話番号 098-859-5106

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和2年7月2日から令和2年7月15日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）

交付場所 1) 3. (1) 担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する

場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和2年7月2日から令和2年7月15日まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

①電子調達システムにより参加をする者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

②紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

ただし、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)することとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより令和2年8月21日(金)09時00分から17時00分までに、提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに上記3.(1)あて持参すること。ただし、郵送の場合は令和2年8月21日(金)17時00分までに上記3.(1)へ必着とする。

開札は、令和2年8月24日(月)10時00分、那覇空港事務所統合庁舎2階入札室にて行う。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記(1)の担当部局と同様。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法
予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (9) その他詳細は入札説明書による。